

令和8年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和8年2月17日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会



# 令和8年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和8年2月17日（火）午後1時開議

## ○議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 議案第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第5 請願第1号及び請願第2号の上程
- 日程第6 請願第1号 後期高齢者医療保険制度の安定した財政運営を国に求める請願書
- 日程第7 請願第2号 次期保険料の引き下げを求める請願書
- 日程第8 承認第1号及び議案第2号から議案第7号までの上程
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第10 議案第2号 令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第3号 令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第7号 令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第16 一般質問

## ○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（30名）

1番	古川祐典君	2番	藪浩昭君
3番	杉本博美君	4番	板橋真弓君
5番	脇村隆生君	6番	松本隆史君
7番	加藤喜則君	8番	大石元則君
9番	舩木孝明君	10番	三栖慎太郎君
11番	藤井基彰君	12番	東芝弘明君
13番	野口恭久君	14番	新谷英一郎君
15番	赤井洋子君	16番	栗田佳樹君
17番	岡省吾君	18番	龍神初美君
19番	辻村昌宏君	20番	玉置一郎君
21番	黒井美晴君	22番	原田覺君
23番	堀辰雄君	24番	溝口耕太郎君
26番	堀谷伸二君	27番	勝山則子君
28番	久原拓美君	29番	佃奈津代君
30番	阪上博行君	31番	仲江孝丸君

○欠席議員（1名）

25番 大石哲雄君

○説明のため出席した者

広域連合長	三浦 源吾 君	副広域連合長	真砂 充敏 君
副広域連合長	岡本 章 君	副広域連合長	日裏 勝己 君
事務局長	田伏 密宏 君	業務課長	藤田 裕之 君
総務課長	中田 智也 君	総務課班長	岸 達 君
総務課班長	後藤 美恵子 君	業務課 課長補佐兼班長	尾藤 寿彦 君
業務課班長	小林 明子 君	業務課班長	楠見 範子 君

○職務のため出席した者

書記長	藤田 啓仁	書記	津村 直希
-----	-------	----	-------

午後 1 時00分 開議

○議長 ただいまから令和 8 年 2 月17日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、ご報告いたします。有田市の一ノ瀬敦子議員から、当議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第292条において準用する同法第126条の規定により、これを許可いたしました。

また、紀の川市の堂脇光弘議員、有田川町の谷畑進議員は、選挙母体であります各市町におきまして、任期満了により離職されております。また、上富田町の松井孝恵議員は、上富田町議会議員の職を自動失職したことに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第9条第2項の規定により、離職されております。ここに、改めまして、辞職及び離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、有田市の脇村隆生君、紀の川市の船木孝明君、有田川町の岡省吾君、上富田町の大石哲雄君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 皆様、こんにちは。広域連合長を務めております御坊市長の三浦でございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年 4 月から始まったこの後期高齢者医療制度も、令和 8 年度で19年目を迎えます。令和 8、9 年度の後期高齢者医療保険料改定においては、子ども・子育て支援金制度の導入、高齢者負担率の増加、診療報酬の増額改定など、多くの保険料上昇要因がございます。そのような中、昨年 7 月に、副広域連合長同席の下、私から宮崎知事に要望を行った県の財政安定化基金の活用について、4 億円を保険料に算入いただけるとの回答がありました。今後も、保険料に限らず様々な面で、県と丁寧に協議を行っていきたいと考えております。

また、広域連合では、健康寿命の増進に向け、各種の保健事業を実施しておりますが、

全市町村で実施をしていただいております高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が中核となっております。各市町村でそれぞれの課題があると聞いておりますが、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を市町村が行えるよう、広域連合といたしましても、より一層支援をしてまいります。議員の皆様におかれましては、引き続き特段のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、専決処分の承認案件のほか、副広域連合長の選任の同意案件、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする2件の条例案、令和8年度一般会計及び特別会計予算の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、12番、東芝弘明君及び23番、堀辰雄君を指名いたします。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和8年2月3日付、和広第701号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和8年2月10日付、和広監第14号をもって、財務監査の結果に関する報告及び令和7年10月23日付、和広監第9号、同年11月19日付、和広監第10号、同年12月22日付、和広監第11号、令和8年1月21日付、和広監第12号、同年2月10日付、和広監第13号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ監査委員から参っております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 それでは、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選

任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に3人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちからこれを選任すると規定をされています。副広域連合長は、3人のうち、有田川町長の中山正隆氏が本年2月4日で任期満了となり、現在2人となっていますので、新たに、和歌山県町村会の副会長であります印南町長の日裏勝己氏を副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞご賛同賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま選任同意されました日裏副広域連合長が本日の会議に出席いたします。

〔副広域連合長 日裏勝己君 入場・着席〕

○議長 日裏副広域連合長から就任挨拶の申出がありますので、これを許可します。

○日裏副広域連合長 議長、番外。

○議長 副広域連合長、日裏勝己君。

〔日裏勝己君 登壇〕

○日裏副広域連合長 印南町長の日裏でございます。議長のお許しをいただきましたので、就任に当たりご挨拶を申し上げます。

ただいま、副広域連合長の選任につきましてご同意を賜り、誠にありがとうございます。微力ではありますが、三浦広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に誠心誠意取り組んでまいる所存です。議員の皆様方におかれましては、何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。(拍手)

○議長 次に、日程第5、請願第1号「後期高齢者医療保険制度の安定した財政運営を国に求める請願書」及び請願第2号「次期保険料の引き下げを求める請願書」の2件を一括議題とし、紹介議員の趣旨説明を求めます。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 請願第1号「後期高齢者医療保険制度の安定した財政運営を国に求める請願

書」について、紹介議員として提案説明をさせていただきます。

読み上げながら提案に代えさせていただきます。表題は、今申したとおりです。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、三栖慎太郎殿。請願人は、和歌山市小松原通3丁目20、和歌山県教育会館1階、和歌山県社会保障推進協議会代表幹事、佐藤洋一さんです。紹介議員は、東芝弘明及び仲江孝丸議員でございます。

請願の趣旨。高齢者を取り巻く生活環境がますます厳しさを増しており、年金が物価に追いつかず目減りするもとで社会保険料の負担感が一層大きくなっています。後期高齢者医療保険制度は75歳以上の高齢者を対象とすることから、低所得者が多数を占める、医療にかかる割合が増えるなどの特徴があります。この制度は、被保険者の保険料負担だけでは成り立たず、国による財政支援が不可欠です。また、現役世代からの支援を受けていますが、このことが現役世代の保険料を押し上げることにもなっています。現役世代の負担を下げるためにも国庫負担の増額が必要です。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、令和7年6月に提出した政府要望書の中で、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう①定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充すること②財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化することの2点を求めました。

これは、私たちが求めてきた内容でもあり、和歌山県広域連合議会においても国に対して要望を上げて頂きたい、請願致します。

請願事項。国に対して、下記事項による意見書を提出して下さい。1、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充すること。2、財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化すること。以上です。

この2つの要望は、和歌山県広域連合も含め全ての広域連合が一致して求めているものなので、論理的には反対すべき理由は見当たらないと思われます。何とぞ採択されますようお願いをいたしまして、提案説明を終わります。

続きまして、請願第2号「次期保険料の引き下げを求める請願書」。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、三栖慎太郎殿。請願人、先ほどと同じです。紹介議員、東芝弘明、仲江孝丸。

請願の趣旨。現役労働者は賃上げが物価高騰に追いつかず実質賃金さがり続け、高齢者世代は、年金が物価高騰に追いつかずマクロ経済スライドの実施もあって実質引き下げになっています。国民生活全般が世代にかかわらず厳しくなっています。

このようなもとで、消費税の減税や社会保険料負担の軽減が国民的な要求になっており、多くの政党も選挙公約に掲げるなど政治課題にのぼっています。2026年度は保険料改定の年ですが、和歌山県後期高齢者医療広域連合の決断で、保険料を引き下げを求めます。2024年度、25年度の保険料は、所得割率が1.71%引き上げ（2024年度に限り一部軽減税率適用）、均等割が4,111円もの大幅な引き上げが行われました。少なくとも、低所得者ほど重い負担である均等割額は引き下げのべきです。

和歌山県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の保険料負担の軽減を図ることを求め、

下記の事項を請願致します。

請願事項。 1、次期保険料を引き下げること。以上でございます。

○議長 以上で説明が終わりました。

ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第6、請願第1号「後期高齢者医療保険制度の安定した財政運営を国に求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。本件については、請願のため起立採決とします。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第7、請願第2号「次期保険料の引き下げを求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、請願第2号を採決します。本件については、請願のため、同じく起立採決とします。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）」及び議案第2号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」から議案第7号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの7件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 それでは、承認第1号及び議案第2号から議案第7号まで、その概要を一括してご説明申し上げます。

承認第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定などに準じ、通勤手当、期末勤勉手当及び給料表の改正を行った専決処分の承認でございます。

次に、議案第2号、第3号につきましては、令和7年度補正予算関係でございます。一

般会計におきましては752万1,000円を増額補正し、特別会計におきましては8億4,655万2,000円を増額補正するものでございます。また、特別会計では債務負担行為を設定してございます。

続きまして、条例関係でございます。議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、通勤手当及び期末勤勉手当の改正、その他所要の改正を行うものでございます。

議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和8年度、令和9年度の保険料率の改定のほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正などに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号及び議案第7号は、令和8年度当初予算関係でございます。令和8年度の予算総額は、一般会計で2億3,081万7,000円、特別会計で1,719億7,880万9,000円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長 次は、当局から補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

○事務局長 事務局長の田伏です。それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、令和7年12月19日に専決処分したもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本件は、令和7年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の令和7年度に係る給与改定などに準じ、関係規定の整備を行ったものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明します。

8ページをお開き願います。通勤手当について、通勤距離区分ごとの手当額を定める第15条第2項第2号アの自転車等を使用する職員については、国家公務員の規定に準じて改正するものです。

9ページをお開き願います。同号イの自動車を使用する職員については、和歌山県職員の規定に準じて改正するものです。

10ページをお願いします。期末手当については、第21条第2項及び第5項に規定する支給率を、令和7年12月期について、職員は100分の127.5に、再任用職員は100分の72.5にそれぞれ改正するもの、勤勉手当につきましては、第24条第2項第1号及び第2号に規定する支給率を、令和7年12月期について、職員は100分の107.5に、再任用職員は100分の52.5にそれぞれ改正するものです。

11ページをお開き願います。別表の行政職給料表は、国家公務員の給料表に準じて改正するものです。

7ページにお戻りください。附則第1条で、本条例は公布の日から施行し、通勤手当及び別表の行政職給料表の規定は令和7年4月1日から適用し、期末勤勉手当の規定は同年12月1日から適用する旨、規定しています。附則第2条は、給与の内払いの規定です。

続きまして、20ページをお開き願います。議案第2号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明します。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,600万5,000円とするものです。予算の内容につきましては、21ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとに計上していますが、22ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明します。

23ページをお開き願います。歳入です。第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金361万5,000円の増額は、柔道整復師の施術に係る療養費の適正化に対する交付金の追加によるものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金390万6,000円の増額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。

24ページをお願いします。歳出です。第1款、第1項、第1目議会費19万4,000円の減額は、令和7年度会計における支出額確定及び決算見込みによるものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,006万5,000円の増額は、令和7年度会計における支出額確定及び決算見込みによるものです。

25ページをお開き願います。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金235万円の減額は、特別会計歳出補正に伴う財源調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。

27ページをお開き願います。議案第3号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号）」についてご説明します。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,655万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,697億4,910万6,000円とするものです。予算の内容につきましては、28、29ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとに計上していますが、30ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとに説明します。

31ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億1,931万8,000円の減額は、保険基盤安定制度負担金の減額によるものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金2億3,668万8,000円の減額は、令和7年度の交付申請額の確定によるものです。第2目高額医療費負担金1億1,523万9,000円の増額は、同じく令和7年度の交付申請額の確定によるものです。第2項国庫補助金、第3目調整交付金4,972万8,000円の減額は、今回の歳出補正の減額により交付対象額が減額になったことによるものです。第10目災害臨時特例補助金9万3,000円の

新規計上は、東日本大震災に係る特定被災区域から転入した方に対する保険料の減免及び一部負担金等の特例措置の実施に対する補助金です。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金7,889万6,000円の減額は、令和7年度の交付申請額の確定によるものです。第2目高額医療費負担金1億1,523万9,000円の増額は、同じく令和7年度の交付申請額の確定によるものです。

32ページをお願いします。第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金5億771万3,000円の増額は、決算見込みによるものです。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金235万円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。第2目基金繰入金5億4,547万7,000円の増額は、歳出予算計上額のうち保険料分に係る財政調整として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを増額するものです。

第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金4,977万1,000円の増額は、決算見込みによるものです。

33ページをお開き願います。歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費5,562万円の増額は、令和7年度会計における支出額確定及び決算見込みによるもの、及び令和6年度特別調整交付金の精算に伴う返還金5,657万4,000円を計上しています。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費8億6,300万円の増額は、決算見込みによるものです。第2項高額療養諸費、第2目高額介護合算療養費600万円の増額は、決算見込みによるものです。

34ページをお願いします。第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金1,840万9,000円の増額は、全ての広域連合の拠出金総額見込みの増によるものです。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1,883万8,000円の減額は、決算見込みにより減額をするものです。第2目その他保健事業費7,763万9,000円の減額は、決算見込みにより減額するものです。

35ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の設定は、令和7年度中に契約準備行為を行う必要があることから、表中8事項につき、期間を令和8年度として限度額を設定するものです。8事項については、後期高齢者医療制度概要パンフレット印刷、限度額327万円、資格確認書等封入封緘等作業委託、限度額1,692万4,000円、給付関連通知書作成業務委託、限度額1,964万2,000円、健康審査受診券封入封緘等作業委託、限度額2,256万9,000円、歯科健診データ作成業務委託、限度額486万5,000円、重複・頻回訪問相談等業務委託、限度額1,055万5,000円、糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託、限度額570万7,000円、第3期データヘルス計画中間評価支援業務委託、限度額913万円です。補正予算関係の説明は以上です。

続きまして、条例関係になります。36ページをお開き願います。議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明します。本条例につきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の令和8年度に係る給与改定などに準じ、関係規定の整備を行うものです。内容につきまし

ては、新旧対照表にてご説明します。

38ページをお開き願います。第7条第2項の改正は、括弧を追加するものです。通勤手当につきましては、第15条第2項に規定する自転車等及び自動車を使用する職員の距離区分における手当額について、6万6,400円を上限とし規則で定めるよう改正するもので、従前どおり和歌山県職員の通勤手当の規定に準じて規則で規定します。

41ページをお開き願います。同条第5項は、駐車場等の利用に対して月額5,000円まで手当を支給可能とする規定の追加です。同条第7項の改正は、通勤手当の支給日について、当該月に支給困難な場合として規則で定める場合には、翌月に支給可能とするものです。その他の改正は、第5項の新設に伴い、項ずれ及び字句等の整理を行うものです。

42ページをお願いします。第17条第4項の改正は、1箇月の漢字の「箇」を平仮名の「か」に改めるものです。期末手当につきましては、第21条第2項及び第5項に規定する支給率を、職員は100分の126.25に、再任用職員は100分の71.25にそれぞれ改正するものです。

43ページをお開き願います。勤勉手当につきましては、第24条第2項第1号及び第2号に規定する支給率を、職員は100分の106.25に、再任用職員は100分の51.25にそれぞれ改正するものです。

恐れ入りますが、37ページにお戻り願います。附則第1条において、本条例は令和8年4月1日から施行する旨規定しています。第2条は、職員の定年延長に伴い制定した地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則第5条及び第6条中の「改正規定による改正後の」との文言を削除し、初任給調整手当を任用の形態に関係なく支給できるよう改めるものです。

続きまして、44ページをお開き願います。議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明します。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正による低所得者に係る均等割軽減の判定基準額など、所要の改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明します。

49ページをお開き願います。第2条の改正は、葬祭費の支給金額の記載を漢数字の「3万円」から算用数字の「30,000円」に改めるものです。第4条から51ページの第7条までの改正は、令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が開始することに伴い、支援金分を保険料で賦課するため、所要の改正を行うものです。

51ページをお開き願います。第8条及び第9条の改正は、令和8年度及び令和9年度の医療分に係る保険料率の改定です。第8条は、所得割率を100分の11.04から100分の10.36に、第9条は、均等割額を5万4,428円から5万8,748円に改めるものです。第9条の2から第9条の6までの規定の追加は、子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加です。第9条の5は、子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割を100分の0.25と、第9条の6は、子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を1,385円と定めるものです。第10条の改正は、子ども・子育て支援納付金制度新設に係る所要の改正です。

53ページをお開き願います。第12条の改正は、医療分の賦課限度額を80万円から85万円に改めるもの、また、算用数字に改めるものです。第12条の2は、子ども・子育て支援納付金の賦課限度額を2万1,000円と定める規定の追加です。第14条の改正は、子ども・子育て支援納付金制度新設に係る所要の改正です。

54ページをお願いします。第14条の2は、同じく子ども・子育て支援納付金制度新設に係る規定の追加で、子ども・子育て支援納付金の賦課総額の計算方法を定めるものです。

55ページをお開き願います。第15条の改正は、子ども・子育て支援納付金制度新設に係る所要の改正です。第16条の改正は、57ページの同条第1項第2号中、均等割5割軽減の判定に用いる額を、30万5,000円から31万円に改めるものです。第3号中、均等割2割軽減の判定に用いる額を、56万円から57万円に改めるもので、その他の改正は、漢数字を算用数字に改めるものなど、所要の改正です。

58ページをお開き願います。第21条の改正は、保険料に関する申告期日を6月15日から6月30日に改めるものです。第23条の改正は、子ども・子育て支援納付金制度新設に係る所要の改正です。

59ページをお開き願います。第26条及び第27条、附則第2条から61ページの第9条までの改正は、漢数字を算用数字に改めるものなど、所要の改正です。

恐れ入りますが、48ページにお戻り願います。附則第1条において、本条例は令和8年4月1日から施行する旨規定しています。第2条は、経過措置として、改正後の規定は令和8年度以後の年度分の保険料に適用し、令和7年度までの保険料については従前の例による旨規定しています。第3条は、令和8年度及び令和9年度における均等割7割軽減について、0.2割を追加し、7.2割軽減とすることができる旨規定をしています。

続きまして、63ページをお開き願います。議案第6号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明します。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,081万7,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、64ページから65ページの第1表、歳入歳出予算に計上しておりますが、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明します。

66ページをお開き願います。1、総括です。令和8年度予算額の合計は、前年度と比較して436万9,000円の減額となっております。減額の主な要因は、特別会計の事務費分の歳出の財源調整として、財政調整基金からの繰入れを減額したことによるものです。

それでは、予算内容の主なものについて、目ごとにご説明します。68ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金2億383万1,000円は、派遣職員等の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくもので、派遣職員の増員や給与改定に伴い、歳出の派遣職員給与等負担金が増加し、その財源として市町村分賦金を増加いただきたく、前年度と比較して913万6,000円を増額しています。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金844万7,000円は、保健師等の

人件費について、特別調整交付金を受け入れるもので、柔道整復師の施術に係る療養費の適正化に対する交付金の追加により、前年度と比較して360万5,000円を増額しています。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1,796万円は、一般会計と特別会計の事務費に充てる財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れるもので、特別会計の事務費の財源調整に伴い、前年度と比較して1,753万7,000円を減額しています。

続きまして、歳出です。70ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費288万8,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費です。

71ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2億2,421万円は、派遣職員等の人件費及び事務局の運営に要する諸経費で、派遣職員の増員や給与改定に伴う派遣職員給与等負担金の増加などにより、前年度と比較して1,261万9,000円を増額しています。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、78ページから79ページまでをご参照願います。

72ページにお戻りください。一般管理費の主なものをご説明します。第12節委託料654万7,000円は、事務職員用の電子計算機システムの運用委託、例規集管理システム運用委託などの費用です。

73ページをお開き願います。第13節使用料及び賃借料2,070万6,000円は、職員用住宅、事務所の借り上げ、事務処理用パソコンの借り上げ等に係る費用です。

74ページをお願いします。第18節負担金補助及び交付金1億5,897万5,000円は、派遣職員の給与等負担金などに係る費用です。

76ページをお開き願います。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金246万3,000円は、特別会計の事務費に充てる財源として、一般会計で繰り入れた財政調整基金を特別会計へ繰り出しするもので、特別会計の財源調整に伴い、前年度と比較して1,753万7,000円を減額しています。

80ページをお開き願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。期間を令和7年度から令和11年度、限度額を4,620万円とする情報系システム借料に係る債務負担行為については、令和7年度の支出見込額は647万9,000円、令和8年度から令和11年度の支出予定額は2,591万6,000円です。一般会計予算についての説明は以上です。

続きまして、82ページをお開き願います。議案第7号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」についてご説明します。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,719億7,880万9,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を100億円と定めるものです。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足分が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、83ページから86ページの第1表、歳入歳出予算に計上しておりますが、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明します。

87ページをお開き願います。1、総括です。令和8年度予算額の合計は、前年度と比較して63億2,888万7,000円の増額となっています。増額の主な要因は、歳出において、被保険者数の増加などにより、第2款保険給付費が56億9,907万1,000円の増額となったこと、出産育児支援金の激変緩和措置の終了及び子ども・子育て支援納付金の新設により、第4款支払基金拠出金が5億5,880万円の増額となったことによるものです。

それでは、予算内容の主なものについて、目ごとに説明いたします。89ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金333億8,349万5,000円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億8,084万2,000円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として医療費分144億8,951万5,000円、子ども・子育て支援金分3億3,526万7,000円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として134億5,331万5,000円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として医療費分45億1,321万6,000円、子ども・子育て支援金分1億1,134万円を、それぞれ構成市町村に負担していただくものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金403億5,994万6,000円は、医療費に係る国の法定負担分です。第2目高額医療費負担金10億4,595万7,000円は、レセプト1件当たり85万円を超える高額な医療費について、85万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金で賄うべき部分の4分の1を国が負担するものです。

90ページをお願いします。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金1億273万1,000円は、健康診査事業に対して交付を受けるものです。第2目特別高額医療費共同事業費補助金904万円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金です。第3目調整交付金156億715万2,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるため等に交付を受ける特別調整交付金です。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金134億5,331万5,000円は、医療費に係る県の法定負担分です。第2目高額医療費負担金10億4,595万7,000円は、レセプト1件当たり85万円を超える高額な医療費について、85万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金で賄うべき部分の4分の1を県が負担するものです。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金654億4,692万6,000円は、現役世代からの保険給付に係る支援金です。

91ページをお開き願います。第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金9,913万4,000円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものです。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金246万3,000円は、特別会計の事務費に充てる財源として、一般会計で繰り入れた財政調整基金を特別会計へ繰り入れるものです。第2目基金繰入金12億716万7,000円は、令和8年度分の保険料上昇抑制財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れるものです。

92ページをお願いします。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金1億9,335万

8,000円は、交通事故等を原因とする保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものです。

続きまして、歳出です。93ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費5億1,237万6,000円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費です。

95ページをお開き願います。第2項、第1目賦課徴収費15万4,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費です。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,654億1,700万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付です。第2目療養費13億9,200万円は、一般診療、補装具、柔道整復、はりきゅう、あんま・マッサージ等に係る保険給付です。第3目審査支払手数料4億2,304万4,000円は、レセプトの審査及び医療機関への支払い業務に係る手数料です。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費16億6,800万円は、医療の支払額が高額となり一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。第2目高額介護合算療養費2億6,700万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。

96ページをお願いします。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費3億3,828万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の支給を行うものです。第4項、第1目その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金です。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金1億5,751万7,000円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担する事業に拠出するものです。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万円を計上しています。

97ページをお開き願います。第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金2億2,629万円は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援するもので、支援金を2分の1とする激変緩和措置の終了により、前年度と比較して1億1,227万3,000円を増額しております。第2目子ども・子育て支援納付金4億4,660万7,000円は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設された納付金です。

98ページをお願いします。第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費6億7,303万7,000円は、健康保持増進を図るために要する諸経費として、医科・歯科健診や人間ドックに要する経費を計上しています。第2目その他保健事業費4億1,309万4,000円は、健診等以外のその他保健事業に要する費用として、重複・頻回受診者等への相談指導や、保健事業と介護予防等の一体的実施に要する経費等を計上するものです。

100ページをお開き願います。第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金1,400万円は、過年度分保険料についての過誤納付に伴う還付金として市町村に交付するものです。第2目還付加算金10万円は、過年度分保険料の還付に伴う加算金として市町村に交付するものです。

101ページをお開き願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。期間を令和7年度から令和11年度、限度額を4億6,478万5,000円とする基幹系システム借料に係る債務負担行為については、令和7年度の支出見込額は6,518万1,000円、令和8年度から令和11年度の支出予定額は2億6,072万1,000円です。以上で補足説明を終わります。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩をいたします。再開は2時15分、14時15分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている7件のうち、まず、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第2号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第3号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補

正予算（第4号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 3点ございます。

1つは、保険料が増えることになった要因と所得割率が下がった理由について、ご説明ください。同じく、同じ質問の中で、均等割の負担額が増えた理由についても、併せてお答えください。

2つ目は、子ども・子育て支援納付金の所得割、均等割は、どういう考え方で決められたのか、ご説明をいただきたいと思えます。

3点目、子ども・子育て支援納付金についての負担の考え方を教えていただきたい。また、限度額2万1,000円を超える被保険者の人数についても、ご説明いただきたいと思えます。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えします。6点あると思います。

まず、1点目、保険料が増えることになった要因は何かとのご質問です。保険料が増えることとなった要因としては、高齢者負担率の見直しに加え、出産育児支援金の激変緩和措置の終了や、子ども・子育て支援金制度の創設、診療報酬の大幅な改定などによる給付費の増加が見込まれるためです。

次に、2点目、所得割率が下がった理由は何かとのご質問です。所得割率が下がった理由は、被保険者の所得の伸びを考慮したものです。

次に、3点目、均等割の負担額が増えた理由は何かとのご質問です。均等割が増えた理由は、1点目に答弁させていただきました診療報酬の大幅な改定などにより、保険料が増えたことによるものです。

次に、4点目、子ども・子育て支援納付金の所得割、均等割はどういう考え方で決められたとのご質問です。子ども・子育て支援納付金に係る所得割、均等割については、医療分と同じく45対55です。算出の方法は、医療分と同様に、和歌山県と全国の被保険者の平均所得の割合などを基に、国によって示された方法により求めています。

次に、5点目、子ども・子育て支援納付金についての考え方はどうかとのご質問です。令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略方針の実現に向け、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体で支え合う観点から、子ども・子育て支援金制度が創設されたものです。

次に、6点目、限度額2万1,000円を超える被保険者は何人かとのご質問です。限度額2万1,000円を超える被保険者の人数は、令和7年度の所得状況で推計しますと、約1,300人と見込まれます。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 保険料に関わってなんですが、被保険者の所得が伸びたので、所得割が少し下がったと。それから、保険料が伸びる大きな要因は、新しく子ども・子育て支援金の制度が導入されたこと、それから、診療報酬が物価高のこともあって大きく引き上げられたということが、保険料の伸びの要因やったという説明だったと思います。

それで、後期高齢者の広域連合の中で、均等割と所得割の比率というのは、状況を加味して比率の割合を少しは触ることができるのかどうかということを教えていただきたいと思います。均等割を増やしていったら、どうしても低所得者に対して負担が重くならざるを得ないということです。所得が伸びたのであれば、所得割のほうに負担を少しかけていけば、低所得者対策にはなるのかなというふうに思うんですけども、そこに後期高齢者の事務者としての裁量があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

子ども・子育て支援金については、新たな支え合いという説明が国からもあります。しかし、この子育て支援の話というのは、日本の国にとって非常に大きな戦略だから、国も、

新しい省庁をつくって対応していると思うんです。支え合いというのであれば、国が集めた税金の中で子育て支援を行うのが当たり前で、保険のところに負担をかけていったら、保険制度が様々違いますから、物すごく不公平が起こるのではないかというふうに思うんですが、その不公平についてはどう考えるのか、お答えください。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 議長、番外。

○議長 藤田業務課長。

○業務課長 2点ご質問いただいたかと思います。

まず、1点目の所得割、均等割、これを広域連合独自で見直しができるのかというお尋ねだったかと思います。この方式については、国から算出の方式が示されておりますので、それにのっとった形の対応となっております。それから、子ども・子育て支援金についての考え方でございますが、子ども・子育て支援金につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして設けられたものでございます。

ご承知のとおり、後期高齢者医療制度は費用の5割を公費で、それから、4割を現役世代の方からの納付金で賄われてございます。私どもとしましても、議員ご発言のとおり、子ども・子育て支援金を保険料としてお願いするというのは、大変心苦しいところではございますが、先ほど申し上げました趣旨を勘案しますと、やむを得ないものと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいとお願いいたします。以上です。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 まずは、1点目の算出方法が定められている件についてですけれども、国が算出の方法を定めている根拠なんですけれども、法律に根拠があるのか、政令に根拠があるのか、それとも、国の方針として定められているのか、お答えをいただきたいと思えます。法令とか政令に根拠がなければ、裁量権が出てくるのではないかというふうに思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

子ども・子育て支援金の点で、1点だけ確認をしたいんですけれども、全ての健康保険に子ども・子育て支援金がかけて、今回は、ここが後期高齢者だから後期高齢者のルールに基づいて支援金の負担が求められてきていると。国民健康保険にも求められれば、普通の雇用者保険にも同じように求めていっていると思うんですけれども、不均衡がどうしても生じることになってしまうと。この保険料の設定の仕方が保険者によってそれぞれ違うので、かなりこの不均衡が生じてしまう問題があるのかどうか、この事実の問題だけお答えください。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 議長、番外。

○議長 藤田業務課長。

○業務課長 2点の再々質疑でございます。

まず、1点目の所得割、均等割のルールをどこで定めているのか。国が発出された通知によって対応してございます。それから、子ども・子育て支援金制度の在り方でありますが、これも、全国で賄われるべきといたしますか、全国で納めていただく支援金の額を、保険者によって国が一定割合定められて決められております。そういった中で、国のほうにおいても公平性というのは一定程度考慮されているのではないかというふうに、これは私どもの推測でございますが、いずれにしましても、国のほうで全体の医療保険者に対して何%というような割合で決められているということで、ご了解願いたいと思います。以上です。

○議長 以上で質疑を終結します。

○仲江議員 議長、31番。

○議長 何でしょう。

○仲江議員 疑義が生じたので質疑を行います。

○議長 一度おかけください。ごめんなさい。31番、仲江孝丸議員に申し上げます。

本会議の申し合わせにより、通告のない質疑は認めない運用としておりますので、発言は残念ながら許可いたしません。

○仲江議員 議長、議事進行。

○議長 議事進行します。31番、仲江孝丸君。

○仲江議員 議会会議規則では、疑義に対して質疑を行う権利というのが書かれている。それを申し合わせ事項で縛ることはできないと、私は主張してきました。そのために、申し合わせ事項に関しては同意しないとはっきり言っています。

〔議長、休憩〕という人あり〕

○議長 暫時休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を続けます。

私、議長は、議事の秩序維持のために、申し合わせを根拠に判断することとしていますので、このまま会議を進めさせていただきます。以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

まず、後期高齢者医療制度そのものについて考えを述べます。日本共産党は、75歳という年齢で分け、年齢に達すると全ての人をこの保険制度に組み込んでいく仕組みそのもの

に反対しています。この医療制度の目的は、75歳以上の高齢者に医療費の負担を痛みとして実感してもらうために導入されたものです。制度導入後18年がたちました。時間の経過とともに痛みが大きくなり、制度の目的が貫徹され、負担は限界に達しつつあります。地方自治体は、この制度によって老人医療費無料化制度が壊されたことを忘れてはなりません。

そういう制度ですが、和歌山県広域連合事務局は、この制度の枠内で最大限の努力を行い、保険料の抑制に力を尽くされました。それは、支払基金準備金25億円の全額繰入れ、県管理の財政安定化基金4億円活用に表れました。この努力には敬意を表します。広域連合が安定化基金の活用で動いたにもかかわらず、議会全体でそれを後押しできなかったことは、申し訳ないことだったとも思っています。

今回、広域連合事務局の努力にもかかわらず保険料が上がった主な要因は、物価上昇に対応した診療報酬の改定にありました。現在、病院の6割が赤字であり、医療制度の深刻な危機に直面しています。本来ならば、物価高騰の対策として、公費を医療制度に投入し、物価高騰への対策を講じつつ、後期高齢者の医療制度に対しては、国庫負担の引上げを行うべきでした。

今回、辛うじて国が講じたのは、2年間に限定して7割軽減に0.2割を加え、それを財源措置して会計に入れることでした。これは、一部の被保険者の負担増を抑制するだけで、被保険者全体の保険料を下げるものではありません。国が抜本的な対策を取らなかったことには、怒りを覚えます。結局、和歌山県の場合、保険料は1人当たりで5,231円もの負担増になりました。この負担増は耐え難いものであり、被保険者を代表する側としては受け入れ難いものです。

最後に強調したいのは、国による子ども・子育て支援金の創設、負担の押しつけについてです。被保険者の負担額は3億3,526万7,000円、額として、県の財政安定化基金の活用額を超えています。子ども・子育て支援は、本来税金の再配分として行われるべきものであり、子育て支援の予算の組み方は国の在り方を示す基本問題の一つです。こういう問題なのに、健康保険に上乘せし、国民に負担させるという発想は間違っています。

税の集め方、予算の組み方を改めれば、子育て支援の財源は確保できます。新たな福祉は国民の相互負担で賄うという考えは致命的に間違っていることを申し述べ、私の反対討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、議案第6号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 71ページです。1点だけです。一般管理費が1,261万9,000円増でしたが、職員数は増えたのかどうか、お答えください。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えします。

71ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費が、前年度と比較して1,261万9,000円増額しているが、職員数は増えたのかとのご質問です。補足説明でもご説明しましたとおり、一般管理費の主な増加要因は、派遣職員給与等負担金が増加したことによるものです。派遣職員給与等負担金は、令和7年度当初予算は19人分、1億4,250万円を計上しており、令和8年度当初予算は20人分で1億5,680万円を計上しております。人数は1人増加しており、金額は1,430万円の増加となっています。内訳としましては、1人の増加分で784万円、他の給与改定等で646万円です。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 この1名増えた職員は、どこから派遣されることになっておりますか。

○議長 当局に答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

○事務局長 1名の増員の派遣元は国保連合会からであります。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 分かりました。国保連合会から1名増えて、20人ということです。それで、この20人のうち、国保連合会から今回1人増えたんですが、国保連合会から合計何人派遣されているかも併せて教えてください。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

○事務局長 現在、令和7年度で3名派遣していただいております。来年度1名増員で4名になります。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議案第7号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 質疑は4点あります。

1つは、89ページです。被保険者数が1,210人増えた要因について、ご説明いただきたいと。

それから、県の管理している財政安定化基金の活用が実現したと。2年間で4億円、県が対応するということなんですけど、どういう形で対応がなされるのか、お答えをいただきたいと思います。この特別会計の中には県の財政安定化基金から繰り入れられているという形にはなっておりませんので、運用の仕方を分かりやすく説明いただきたいと思います。

それから、90ページです。調整交付金のことですが、特別調整交付金増額の理由についてご説明ください。

97ページの子ども・子育て支援納付金の積算の根拠を、この会計のところでは教えていただきたいと思います。

もう一点。98ページ、健康診査の補助金に関わって、今年度の健康診査の積算の根拠をご説明ください。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えします。5点あると思います。

まず、1点目、89ページの保険料等負担金に関連して、被保険者数が1,210人増えた要因は何かとのご質問です。被保険者が増えた要因としては、令和7年度中に団塊の世代の方が75歳に到達するため、令和8年度の平均被保険者数は増加となります。

次に、2点目、県管理の財政安定化基金の活用は実現したと思うが、どのような運用になっているのかとのご質問です。財政安定化基金については、県と協議し、後期高齢者負担率の上昇や高水準の診療報酬改定等の要因による保険料への影響、中長期的な財政リス

クに対応するための基金残高等を総合的に勘案し、4億円を保険料率の算定に算入しました。

また、基金繰入れの判断につきましては、令和8年度、9年度の広域連合の決算状況に応じて、和歌山県と協議の上で決定することとしています。

次に、3点目、90ページ、普通調整交付金、特別調整交付金増額の理由は何かとのご質問です。普通調整交付金は、都道府県間の財政力や所得状況に応じ法律で定められた割合に基づき、国から交付されるもので、増額の理由は、給付費の増加によるものです。

また、特別調整交付金は、災害等による保険料の減免や保健事業の実施状況、医療費適正化等の取組状況等に応じ、国が定める基準に基づき交付をされるもので、増額の理由は、保健事業やデータヘルス計画の中間評価の実施などの増加によるものです。

次に、4点目、97ページ、第1款、第1項支払基金拠出金、第2目子ども・子育て支援納付金の積算の根拠は何かとのご質問です。国が積算した支援納付金対象費用のうち、後期高齢者医療に割り当てられました約588億円を、和歌山県の被保険者数で按分した金額を計上しております。

次に、5点目、98ページ、第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、第12節の委託料の健康診査委託料について、今年度の健康診査の積算の根拠は何かとのご質問です。健康診査委託料5億5,014万7,000円の積算ですが、内訳は、医科健診で5億2,293万円、歯科健診で2,721万7,000円の合計で、医科健診は、近年の受診率から令和8年度の受診者数を4万8,936人と見込み、これに単価1万686円を乗じています。

また、歯科健診は、同様に令和8年度の受診者数を5,699人と見込み、これに単価の4,600円を乗じた2,621万6,000円に、歯科医師会の事務経費100万1,000円を加えた額としております。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 はい、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 この県の財政安定化基金の活用の仕方については、答弁では、8年度、9年度の決算で対応すると。ということは、言わば精算方式みたいな形で県が対応しようとしているということで、被保険者にも分かりやすく説明をしたら、保険料を改定するときに、県の財政安定化基金については4億円を入れた形で保険料の算出を行うと。それで、この事業が1年、2年とやられたときに、決算が打たれて会計の状況が明らかになりますから、その状況を見て、県が上限4億円の範囲で、必要な額を2年間にかけて後期高齢者の会計の中に入れてくると。こういう形になっているということなのかどうか、お答えください。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 はい。

○議長 藤田業務課長。

○業務課長 財政安定化基金の運用についてのご質疑でございます。今、議員からご発言がございましたとおり、このたびの保険料率の算定に当たりましては、和歌山県が管理し

ます財政安定化基金4億円を算入して、保険料を設定させていただいております。

令和8年度、9年度、この保険料でご負担をお願いするわけですが、給付費が思ったほど伸びないであったり、あるいは予想よりも収入が伸びた、そういった場合には、当然、剰余金というのが発生してくる可能性がございます。そういった状況を県と逐一確認しながら、必要であれば安定化基金から繰入れをさせていただくというようなこととなります。その場合には、また議会のほうに補正予算等をご審議いただく形になるかと考えております。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 仕組みというか、ルールは分かりました。それで、その4億円の行方なんですけれども、例えば、会計がしんどくなって厳しい状況が現れたら、県は、財政安定化基金の中からこの約束の4億円を超えて入れるケースが出てくるのか、それとも、上限は4億円で、会計の状況がよかったら県が入れるお金は2年間で4億円じゃなしに3億数千万円とか、こんなふうな変化をしてくるということなのか、というところです。

会計を安定化させるためには、県が会計の状況を見て、最初は4億円で約束したけれども5億円入れざるを得なかったと、こういうことをしてくれたら随分ありがたいんですけども、そういうふうなルールになっているのかどうか、お答えください。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 はい。

○議長 藤田業務課長。

○業務課長 財政安定化基金に関わっての再度のご質問にお答えさせていただきます。まず、仮に、決算状況を見まして財政安定化基金の活用をしなければならないとなった場合ですけれども、4億円の場合であれば、今回の協議に当たって最大4億円ということで協議しておりますので、4億円の範囲であれば、当然決算の状況も見ながらではありますが、繰入れを進めるという形になるかと思えます。

一方、4億円を超えてくるような場合になってくると、これはまたちょっと別の形で検討をする必要があるのかなど。4億円よりも多く活用をお願いしなければならないということであれば、何らかの要因があるかと思えますので、その要因であったり、それから、次の令和9年度、10年度、この見通しがどうなるのか、そういったことも県と協議させていただきながら対応させていただくという形になるかと思えます。

そういう意味においては、4億円以上の部分については、状況を見て再度協議するという形になるかと考えてございます。以上です。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○仲江議員 議長、31番。

○議長 討論があるようですので、申し合わせ事項の規定に従いまして、通告書を提

出する必要があるため、着席のまま暫時休憩をいたします。

午後 2 時51分休憩

午後 2 時53分再開

○議長 再開をいたします。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。31番、仲江孝丸君。

〔仲江孝丸君 登壇〕

○仲江議員 反対討論を行います。

提案理由の説明を受け、そして東芝議員の質疑を聞く中で、特に今年度、子ども・子育て支援金が上乘せされる中、物価が非常に上昇している中で、本当に保険料上昇を抑えるための努力をしたのかどうか、そういった部分でやはり不十分だという判断をいたしました。よって、この予算案には反対いたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

しばらく休憩をいたします。再開は3時5分、15時5分といたします。

午後 2 時55分休憩

午後 3 時05分再開

○議長 最後に、日程第16、「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。31番、仲江孝丸君。

〔仲江孝丸君 登壇〕

○仲江議員 それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

去年7月30日にこの広域連合議会が予定されていまして、一般質問の通告をしておりました。ところが、津波警報が出た関係で会議が中止になったために、次に開かれたのは臨時議会で、一般質問はできませんでした。ただ、そのときに、予算審議のときにさらりとこの問題に関しての質疑も行いました。医療給付の地域格差をどのように把握しているのかということで質疑したところ、格差が広がっているのは一定認めるが、この広域連合でそれにはなかなか対応できないと。県なり市町村の対応が必要だというような答弁だったと思います。

私の暮らす串本町に有田病院という病院がありました。かつては、一般59、療養型が115ということで、174床もの病床がありました。その後、経営改善のために病床が減少されて、一般病棟が45床、療養が60床の計105床ということで、昨年までやってきました。介護医療院を併設してまして、串本町内を中心とした近隣の慢性期の医療患者を受け入れ、やってきたんです。ところが、去年の10月31日に閉院となりました。

閉院の理由は、医療を取り巻く環境の変化や人材確保の難しさということでもありますけれども、こういった状況にあるのは何も串本町だけではないと思います。県下至るところで同様の事態が発生しているのではないかと。串本町には、歯医者さんを除いて開業医が9人います。そのいずれもが60代から70代で、後継者がいないというケースが多くあります。

こうした状況の下で、医療施設の地域格差がどんどん広がっていると。もともとあった格差がさらに広がっている現状がある。広域連合としては、そういった事態をきちんと把握しているでしょうか。

次に、今、保険料は県下同一であります。医療の充実した自治体も、そして、開業医のいない診療所しかないような自治体も同一の保険料を徴収されています。やはり同一の保険料を取る限りは同一のサービスが保障されるべきだと思います。熱があるときに、5分や10分で医療機関にかかるところに住んでいる人と、バスに乗って1時間かけて診療を受けて、帰ったら夕方と。一日仕事で病院にかかる地域の人、そういったところで暮らす人は、少々悪くても置き薬を飲んだり我慢したり、そういった形で十分な医療の給付を受けられないという実態があると思います。こういう実態について、どのように考えますか。

3つ目で、給付のほうの問題は広域連合では対応できない、解決できないというのであれば、医療を受けられる条件に応じた地域ごとの料金設定、すなわち不均一料金にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。現状を踏まえて、こうした改善点について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長 当局より答弁願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 31番、仲江議員のご質問にお答えをいたします。3点でございました。

まず、1点目、医療施設の地域格差の広がりをご思うかとのご質問でございます。仲江議員から、地域の医療施設の格差の広がりについて大変重要なお指摘をいただきました。病院経営の厳しさ、そして和歌山県内における具体的な医療機関の状況、特に串本有田病院の閉鎖等、深刻な実態を詳細にお示しをいただきました。広域連合長としても、その危機感を共有するとともに重く受け止めております。

ただいま申し上げましたように、近年の医療機関の運営については、非常に厳しいものがあり、今回の診療報酬改定の基本方針においても、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取り巻く環境の変化への対応が重点課題とされ、私ども保険者としても、地域の医療提供体制については懸念をしているところでございます。

医療提供体制については、医療法に基づき、都道府県が昭和63年以降、保健医療計画を策定し、現在は、令和6年に第8次計画として定められています。その趣旨は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、住民の医療に対する安心及び信頼の確保を図るため、がんや脳卒中などの5疾患と救急医療、僻地医療などの5事業に在宅医療を加えた医療提供の在り方や施策について定めたものでございます。保険者としても、医療体制が整備され、加入されている被保険者の方が適切に医療を受けられる環境が確保されることが望ましいというふうに考えてございます。

次に、2点目、同一保険料は同一医療が受けられるのが本来あるべき姿ではないかとのご質問でございます。この本制度は、制度発足当初から全県統一の保険料体系を採用することで、財政の安定化と公平性の確保を図ってまいりました。議員ご指摘の本来あるべき姿ではの部分、私も理解はしているところでございます。

しかしながら、保険料の統一は制度の根幹として重要でございます。後期高齢者制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律の第104条第2項において、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料であることを定められております。

また、医療提供体制については、先ほどのお答えと重複しますが、和歌山県において、各地域の実情を勘案しつつ地域にお住まいの方が適切に医療を受けられるよう、各種取組が続けられており、私どもとしては、こうした県の取組が議員ご発言の格差の是正につながるものと考えてございます。私ども保険者と都道府県、それぞれが法律で定められた役割に基づき、着実に取組を進めることが重要であると認識をしてございます。

診療報酬の適正化や地域医療を支える財政支援の拡充については、今回、30年ぶりに大幅な引上げが実施をされたところですが、引き続き、全国後期高齢者広域連合協議会を通じて国に働きかけてまいりたいと考えてございます。

仲江議員ご指摘の医療崩壊と格差の問題は、後期高齢者医療制度の根幹に関わる重要な課題でございます。広域連合としては、被保険者の皆様が安心して医療を受けられる環境づくりに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3点目、医療格差が是正されないなら不均一料金にすべきではないかのご質問でございます。後期高齢者医療制度の保険料につきましては、制度発足当初から、県内全域で統一された保険料を設定することで、広域的な財政運営による安定と県民の皆様の負担の公平を図ってまいりました。この医療格差は、単に地理的な問題だけでなく、医師の専門分野の偏在や医療従事者の不安など、複合的な要因が絡み合って生じているものと認識しております。

先ほどからもお答えしておりますとおり、格差の是正は、都道府県においても各種計画等に沿って対応されており、今後も、状況の変化に応じて適切に対応されるものと受け止めております。私ども保険者としては、都道府県の果たす役割を踏まえた上で、法律に基づき均一の保険料とさせていただいているところでございます。

仲江議員のご指摘は、まさに後期高齢者医療制度が直面する課題であります。保険料を納めていただいている被保険者の皆様が地域によって医療サービスに不利益を被ることが

ないよう、広域連合として、市町村や医療機関、そして住民の皆様と一体となって、医療提供体制の維持と強化、そして医療格差の解消に向けて、国や県に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。今後とも、議員各位のご理解とご指導、ご鞭撻、さらなるご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○議長 再質問ありませんか。

○仲江議員 議長、31番。

○議長 31番、仲江議員。

○仲江議員 7月にも質問通告しました。そして、今回も質問通告をして、医療施設の地域格差の広がりをもどのように把握しているのかということも質問したにもかかわらず、返ってきた答弁は一般論でした。具体的に県内の自治体の医療機関が今どうなっているか、それをつかんでいるんですか。県内の医療機関の実態について報告願います。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 はい。

○議長 藤田業務課長。

○業務課長 仲江議員の再質問にお答えさせていただきます。市町村ごとの医療機関の施設数を把握しているのかというご質問かと思いますが、申し訳ございません、今、現時点では持ち合わせてございません。

○議長 再々質問ありませんか。

○仲江議員 議長、31番。

○議長 31番、仲江孝丸君。

○仲江議員 質問通告しているにもかかわらず、調べていないというのはどういうことですか。もう最初からそんなことは眼中にないと。あなたたちが、支払っている医療費がどう使われているか十分分からずに、単に全体の金額だけで見ているんじゃないですか。実際にそこには高齢者の患者がいて、それで、一方で高額な保険料に苦しんでいる。そういう実態を考えたときに、県内の医療機関が今どうなっているのか、そして、そのことによって今後医療費にどういう影響が出てくるのかというのは、やっぱりつかんでおくべきですよ。そのために質問通告しているんですよ。調べていないというのはどういうことですか。

私は串本町の事例を申し上げました。でも、こんな事例はいっぱいあるはずですよ。その状況をつかまずに、単に上がってきた数字だけ見て、どれだけ医療費が要った、どうやってこれを支払っていかうか。答弁の中にも、財政の安定化と負担の公平という話がありましたが、それは集める側の立場だと思います。やはり、実際に保険料を支払って、そして、医療を受けて、もしくはその医療を受けられずにいるという、そういう実態をやっぱりつかんだ上でこの会計というのは考えていくべきだと。そういった観点からの調査をやっていないというのはどういうことですか。

これ、3回目で終わりですよ。ということなので、繰り返しになりますけれども、広域連合で解決できないということであれば、やはり医療を受けられる条件に応じた地域ご

との料金設定が必要ではないか。そうしないと、負担の公平というのは看板倒れになってしまいますよ。現状をしっかりとつかむということと、それから、その実態を踏まえた上で、いかにして広域連合が、加入者が入っていてよかったと思えるような制度にしていくのか、そのことを考えていただきたいと思いますが、再度答弁願います。

○議長 当局より答弁願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

○連合長 医療格差によって平等に給付が受けられないのに、統一の保険料はやはり納得がいけないということでございます。

県内の医療費全体を見れば、加入している保険者による地域差もあり、また、全国的に見れば、都道府県間の差異もございます。これらのことから、医療費の差は、人口や年齢、治療されている疾患や受療行動、健康状態のほか、医療施設の数など、様々な要因があると考えてございます。

例えば、令和5年度の1人当たりの医療費を市町村、保険者別で比較しますと、串本町は、後期高齢者医療では県内28位で県内平均を下回っていますが、国民健康保険では串本町は19位で平均を上回っており、協会けんぽでは16位で平均を若干下回っています。また、御坊市では、後期高齢者医療では6位ですが、国民健康保険では25位、協会けんぽでは13位となっています。さらに、これらを疾患別の医療費で見ると、また違った傾向も見られるのではと推察がされます。

いずれにしても、医療格差の解消は、今後も地域の状況の変化に応じて都道府県において適切に取組が進められるものと承知をしております。

後期高齢者医療の保険料は、法において、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることが明記されており、和歌山県において不均一保険料を設定することは困難であることは先ほどもお答えしましたが、他の保険者においても、基本的には一つの保険者は同一の保険料であると承知をしております。例えば協会けんぽでは、全国一律ではありませんが、都道府県支部ごとで保険料率は統一をされています。また、各健保組合においても、合併時の一定期間で不均一保険料が認められていますが、基本的には統一保険料をお願いをしております。ご理解のほどよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○議長 では、以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により全て議了し、無事閉会の運びとな

りました。議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝を申し上げます。

寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様方におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 閉会に当たり、お許しをいただき、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出諸議案についていずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。結びに、議員の皆様には、まだまだ寒さ厳しい折、健康に十分ご留意をされ、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これにて、令和8年2月17日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時27分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 三 栖 慎 太 郎

署 名 議 員 東 芝 弘 明

署 名 議 員 堀 辰 雄